

## 富山県農地中間管理事業の推進に関する基本方針

## 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

	現状 (R2 年度)	目標 (R13 年度)
耕地面積 (①)	58,200ha	57,100ha
うち担い手の耕作面積 (②)	38,718ha	45,680ha
担い手集積率 (②/①)	66.5%	80%

※ 現状値及び目標値については、富山県農業・農村振興計画（令和4年3月策定）に基づき設定。

## 【参考：担い手数に関する目標】

目標指標名	現状 (R2 年度)	目標 (R13 年度)
法人経営体 (うち集落営農法人数)	769 経営体 (452 組織)	880 経営体 (490 組織)
大規模経営体数 (50ha 以上)	148 経営体	230 経営体

※ 現状値及び目標値については、富山県農業・農村振興計画（令和4年3月策定）に基づき設定。

## 2 1 以外の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

担い手に対する農用地の集約化を進めるため、農地中間管理機構（以下、「機構」という。）を軸としながら、県、市町村、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図る。

## 3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

機構を担い手への農地集積・集約化を進める中核的な事業体として位置づけ、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等との連携を密にして、地域計画の実現に向けて、農地中間管理事業を効率的かつ効果的に推進する。

#### 4 農地中間管理事業の実施方法

- (1) 機構は、農地中間管理事業を円滑に推進するため、市町村、市町村公社、農業協同組合、土地改良区等に対し、業務の委託又は協力の要請を行うとともに、あらかじめ農業委員会の意見を聴取の上、促進計画の案を作成するよう求めることを基本とする。
- (2) 機構は、農地相談員を配置し、地域計画の策定に向けて、市町村及び農業委員会への積極的な協力を行うとともに、現場での調整活動を積極的に行う。

#### 5 農地中間管理事業に関する啓発普及

県や市町村等で実施する研修会や地域計画の策定に向けた協議の場等において、地域の関係者に農地中間管理機構の活用方法等について、周知徹底を図る。

#### 6 関係機関・団体との連携及び協力

- (1) 県及び農地中間管理機構は、事業を円滑に進めるため、市町村、県農業会議、県農業協同組合中央会、県土地改良事業団体連合会等関係機関で構成する連絡協議会を設置し、密接な連携・協力の下に農地中間管理事業の推進を図る。
- (2) 市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区など地域のコーディネーター役を担う組織と農地中間管理機構が一体となって、地域計画を核に農地の利用集積・集約化を推進する。
- (3) 農地中間管理事業と農地整備事業が連携し、農業生産基盤の整備を図るとともに、農地の集積・集約化を促進する。